

県から慰労金等の 詳細説明を受ける — 玉造県議が仲介 —

茨城県保険医協会は7月31日、国の第2次補正予算に基づく医療従事者向け慰労金給付等の詳細について茨城県保健福祉部から説明を受けた。今回の説明会は、茨城県議会議員である玉造順一氏（立憲民主）に協会から仲介を依頼し実現したもの。

茨城県では7月29日に開かれた茨城県議会（臨時会）で医療従事者向け慰労金や医療機関の感染防止対策支援金に関する補正予算が可決、同日より申請受付を開始した。

説明会では、茨城県保健福祉部からそれぞれの事業について一通りの説明が行われた後、質疑応答が行われた。質疑応答で確認した内容は下記のとおり。

- (ア)医療従事者慰労金について、一般医療機関（外来）は一人5万円の給付金となるが、PCR検査センター等でも業務を行った医療従事者の場合、検査センターからの勤務証明を受けることで、給付金は5万円ではなく20万円として申請できる。
 - (イ)複数医療機関で勤務実績があっても、医療従事者慰労金の申請ができるのは主たる医療機関1カ所からとなる（申請書では、他医療機関の勤務状況について記載が必要）。
 - (ウ)退職者も慰労金の申請が可能であり、申請は元の勤め先であった医療機関から一括申請することが原則。連絡先不明など、退職者の申請が難しい場合、退職者の申し出により個別申請も可能（この場合、元の勤め先であった医療機関から勤務証明を発行してもらう必要がある）。
 - (エ)感染防止対策支援金について、どのような費用が対象になるかに関しては、各医療機関の実情によるところが大きいことから、“感染防止対策に関わる費用”“院内感染拡大を防ぎ、地域で求められる医療を提供するための診療体制確保に関する費用”であれば広く支援金の対象になるとしている。必要性があれば、感染疑い患者を管理するため院内に個室を設ける増築費用や、非接触対応を進めるため、手動ドアから自動ドアへの改修費用なども支援金の対象となる。
- ※感染防止対策等に関する費用の例は、「図1」を参照。

図1. 感染防止対策等に要する費用の例

（※日本歯科医師会・日本薬剤師会の例などを参照し作成）

- ・マスク、グローブ、エプロン、ゴーグル、フェイスシールド、感染防護衣等の衛生用品の購入
- ・消毒用エタノール等の消毒薬、除菌剤、抗菌スプレー等の購入、消毒剤ディスペンサー
- ・ビニールカーテン、アクリル板、パーテーション、ロールカーテン、ブラインド、床シール等の感染防止対策に必要な動線の確保やレイアウト変更等に必要な設備
- ・抗菌ボード、抗菌マウス
- ・院外対応時の机、椅子、日よけ、スポットクーラー等
- ・空気清浄機、換気扇、サーキュレーター（工事費用、設置費用含む）
- ・エアコンクリーニング
- ・非接触体温計、サーモグラフィカメラ、非接触式自動ドアへの改修
- ・動線確保のための施設増設（発熱者用入口や個室設置等）
- ・医療廃棄物や清掃費用（外部委託費）
- ・白衣、スリッパ等
- ・歯科で用いる滅菌器、口腔外バキューム、タービン等の歯科用ハンドピース、ラバーダム、口腔内バキューム等

医療機関減収に対応する 支援策について要望

また、説明当日は限られた時間ではあったが、この間、協会で行って来た新型コロナウイルスに関連する各種調査結果概要を県に報告した。

特に医療機関の収入減について、4月～6月の3ヶ月間、減収となった医療機関が県内にも多数存在していることを伝えた。また、医療機関の減収に対応している他県の状況として、山形県の支援策を報告。山形県では民間病院に50万円、診療所に30万円を給付する予算を県独自に組んでいる。茨城県では多くの医療機関が国の持続化給付金の対象にならない状況であり、茨城県として山形県のような対応を検討して欲しいと要望を行った。